

第 38 回環境安全委員会 議事要旨（案）

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 12 日（火） 13:00～15:01
2. 開催場所 JESCO 東京 PCB 処理事務所
3. 出席者 中杉委員長、佐古委員、小安委員、木下委員、山本委員、佐竹委員、
河野委員、保科委員、風祭委員、前川委員
（環境省）奥山企画官、福井課長補佐 （順不同）
4. 議 事（公 開）

【議題 1】東京 PCB 処理事業所 平成 29 年度上期の操業状況について

資料 1 に基づき JESCO より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員 資料の 16 ページ、図 16 のスラリによる配管の詰まりを防止するために、パーツ上にパージ液を流しているという状況ですかね。これは一つの方法だと思うのですが、もう一つは、スラリ中の固体濃度が高いと当然詰まりやすくなりますよね。そのあたりの固体濃度のコントロールはきちんとされているのですか。

○JESCO スラリの方につきましては、廃粉末と油を入れる調合を管理していますので、均一になるようなスラリ濃度にしております。濃度の方は大体均一と考えていただいて構いません。

○委員 何%ぐらいのスラリを作っているのですか。

○JESCO スラリの全体の量に対して粉末活性炭を 30% の割合ぐらいです。

○委員 それは実績としてずっと流れているのですか。それは大丈夫なのですね。

○JESCO 流れています。

○委員 そのパージ液を一々、1 回 17 分という中途半端な時間にされているのですが、それは最適なのですか。

○JESCO これは閉塞前、スラリを供給して戻す方が 17 分でパージしていて、閉塞がないという実績があったのです。反応器側でちょっと閉塞があったのですが、その成功例を使って、反応器側も同じようにパージしようという考えで、17 分を守っております。今年運用して、次の定期点検で点検して分かる事象がありますので、その辺はフィードバックしようと思うのですが、一応成功例で今そのままやっております。

○委員 7 ページの図 8 の廃 PCB 油の処理ですが、これは平成 30 年あたりから急に増やす計画になっていますが、作業の手順でそういうふうにならざるを得ないのですか。

○JESCO これは、リン含有 PCB というものが保管されておまして、今まで、そのまま入ると反応器側の問題であるとか排水側のリンの濃度などがありますので、着手できておりませんでした。それを 3 カ年で処理するというので、31 年から山が立っているのです。約 285k θ の対象物を 3 カ年で処理しようという考えでおりまして、そこを描くとこういう形になります。

○委員 リンが入った PCB を処理するというので、他の処理には影響は出てこないのですか。

○JESCO はい。普通のトランスコンデンサーを含めた水熱の量に対してはリンの量という

のはそんなに多くないです。これは、ドラム缶などで保管舎に保管されている廃PCB量、それに対するとリンの含有量はこうやって山が立って大きいのですけれども、水熱側としてはそんなに大きくありませんので、処理の方は問題なくできます。

○委員長 私もそここのところが気になっているのですが、その図で見ると、図8で、32年度の廃PCB油の処理が15万3,000kg、153tですよ。それで全体の純PCBの処理量は253tですよ。純PCBのうちの約6割が廃PCBなのですよ。そうすると、トランスとかコンデンサーから出てくるものは4割しか処理能力がないわけですよ。

○JESCO 後ほど長期処理計画で少し御説明しますが、トランスとかコンデンサーがだいぶ少なくなってきておりますので、比率的には。

○委員長 それは、6ページの図6とか図7でいくと、これは台数ですからあれなのですが、コンデンサーも含めて例年と同じぐらい処理することになるのですよね。

○JESCO はい。

○委員長 そこら辺のところを各年度、個別に説明していただく必要があるだろうと思います。これだけを見ると、多分できないだろうなというふうに読めてしまう。そこら辺のところの計算も、次回の第3回るときにきっちり説明してください。このまま出されて、そういう話にはならないのではないか。

ここら辺の6ページ、7ページの読み方なのですが、これは前回からお願いして作っていただいているものなのですが、平成34年度に、お終いに100%いってなければいけないのです。現状はこのぐらいで、これからこのような形で伸びていきますよといったときに、実際それに達するために処理しなければならない量はどのぐらいか。例えば図6でいうと、平成25年度の結果よりも多くの台数を処理しなければいけないとなると、今までやったことのないことをしなければいけなくなる。それではできない可能性があるということで、こういうものを作っていただきました。ですから、過去の平成26年度とか28年度までの結果とほぼ同じだけの実績で、台数だけですが、変圧器はいけるのでしよう。これを見ていくと、100%いくというのもそんなに無理はなくいけるのかなという理解ができるという意味で作ってもらっています。

そういう意味で、7ページの図9を見ていきますと、これはPCBの本当の最後の分解のところなのですが、これは処理の割合としては、今後は少しずつ処理量は減っていくのです。そういう意味では、大体ここ数年の平均の能力でやっていけば、平成34年度までにPCBの分解は大丈夫だろうという判断ができるという意味で、こういうものを作っていただきました。ただ、個別の月で見ると、少しそこら辺に先程申し上げたような疑問が出てくる。

○JESCO 廃PCBのほうを補足しますと、リン含有の方のPCB濃度というものは30%になります。15万の量ですけれども。

○委員長 PCB油の中の量。

○JESCO はい。PCB濃度としては30%ぐらい。

○委員長 それでも全体としてどうなるのか、きっちり説明してください。

○JESCO 資料3の方で全体の方は御説明できると思います。

○委員長 事務局の補足みたいな話になってしまうのですが、環境濃度については、これまでの話で概ね問題ないだろうと。大気については、過去にも少しDXNsが超えたことがあるのですが、それと同じようなものが少し出てきてしまった。これはDXNsという有害物質

は成分がいろいろなものが混ざっていますが、その中身を見てみると、PCBが原因であるということではないだろうと。ですから、この周りにもいろいろな工場がありますので、そちらの影響はあるのだろうということで、今回もその影響が出てきたのだろうということで、環境保全上という意味では問題がないということです。

トラブルの状況については、幸いにして大きなトラブルには広がらなかったのですが、一番の問題点としては、私が事務局の方をお願いしたのは、ヒューマンエラーだったところが非常にポイントだろうと思っています。装置は新しい技術をやっても、なれてきたのでそっちのほうはなくなったので、装置上の問題はないけれども、ヒューマンエラーは出ている。ヒューマンエラーでもう少しで危ないところということが過去に起こっていて、それを教訓にして直したはずなのに、また出てきてしまったところが重要なポイントだろうと思います。そこはしっかりやっていただくということで、教育をしっかりしていただくという話ですので、それを見ていきたいと思っています。うまくいっているときは慣れが出てくる。慣れが出てくると一番怖いのです。

その他については、一応こんな形ですけれども、細かい説明が、ポイントをもう少しはっきりして、作業環境についても、実際に高くなってしまったところについてどうなのか。この管理区域というのも、第2管理区域、第3管理区域というのは何なのだというのが分からないのです。第2の方が危ないのか、第3の方が危ないのかということ自体も分からないので、説明していただくならば、そういう意味での説明をしていただく必要がある。特段問題がない、基本が変更する案や、それに対応した形で装置なり何なりをしているから対応がないということですよ。

○JESCO はい。

○委員 二次廃棄物の搬出実績が9ページにあるとおり、月6台、約30tということで、きちんと守られていたという確認をいたしました。

私も詳しくないので、興味のあるものが一つあるのでお尋ねしたいのですが、20ページの下のところ、「状況によっては電動マスクへの変更の指導を行っていく」とのことですが、電動マスクとは一体どのようなものでしょうか。

○JESCO 通常、この後入っていただく方には普通のマスクをつけていただきます。電動マスクというのは、そちらの入り口にも飾ってあるのですが、電気を使って強制的に活性炭で浄化した空気を送ります。自呼吸になりますと、どうしても空気が負圧になる、要は外から漏れこんでくる可能性があります。電動で外から常に空気を補給する形にしますと、陽圧という形になりますので、中にPCBの蒸気が入り込まないという利点があります。そういう形のを状況によっては使い分けて使用すると。

○委員 そこにあるのですね。

○JESCO また、次回には御案内したいと思います。

○委員長 マスクの中の気圧が低くなると、外から入ってきてしまう。マスクの中に空気を入れて外よりも圧力を高くすると、外の空気がPCBで汚染していてもマスクの中には入らない。基本的にそういうものです。息をするとどうしても入ってしまう。

○委員 よく分かりました。

○委員 ちょっと理解ができなかった部分があるのですが、18ページの下から3行目、「ワーキンググループの活動を継続し、コア解体エリアの吸排気口の位置の見直し、コンデン

サー仕分けブースの作業環境の改善、床面の定期的ポリッシャー作業などの対応を進めている」と書いてあるのですが、具体的にはどのように改善されたのかお聞きしたいと思います。

○JESCO 吸排気口の位置の見直しという形では、解体場の床面をグレーチング、要は網状のものにして、下方吸引という方法をとるようにしました。PCBは非常に重たい蒸気になりますので、普通に引っ張るよりも下側から引っ張るという形で、空気をより吸いやすくする形で環境改善といったものを進めております。あとは、床面の定期ポリッシャーというのは、清掃の頻度という形になります。

○委員長 これは後で見ていただくときに通らないか。

○JESCO 通るようにいたします。

○委員長 では、そこで具体的に見ていただく方が分かりやすいと思います。

【議題2】長期保全計画に基づく平成29年度上期設備保全の実施状況について

資料2に基づき JESCO より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員長 平成29年度上期の分が終わったということですね。

○JESCO はい。

○委員長 この中で水熱分解設備関係があるのですが、これについてはこれまでの委員会で詳しく議論させていただいていますので、新任の委員の方には少し中身が分からないかと思いますが、そこで議論して、こうやりますよと決めたものは実施されたということでございます。

下期も計画があって、それについて実施していくということですよ。

○JESCO はい。それも計画的に実施してまいります。

○委員長 これは定期点検で定期更新みたいなものがあると思うのですが、それは平成34年度までに何回かやることになりますか。

○JESCO 定期点検につきましては年に1回、5月から6月に実施いたします。

○委員長 点検ではない、更新するような話がありましたよね。

○JESCO 今のところは大物はもうなくなってきたかなといったところでございます。

○委員長 最後の年度までとりあえずトラブルがなければ。

○JESCO 一番大きいものは、先程ありましたリンの実証設備からのスケールアップした実機を作るというものが一つございますけれども、それは別の話ですけれどもね。

○委員 別紙-1で、水熱分解設備の一番上のところの熱交換器の更新ですけれども、それは特に何かトラブルがあって交換したというよりも、定期的に替えているという意味ですか。

○JESCO 今、配管というのは、例えば内部をファイバースコープで見ながら、肉のこぶがあるところを補修する等のやり方をやっているのですけれども、こういった形をしておりますので、どうしても見られない箇所もあるということもありまして、全面更新をやっていこうというところで昨年No. 1をやり、今年2、3を終えたというところでございます。

○委員 それはもう、分からないということで、年数を決めてとか、修理した量を決めて交換していくという形はとっておられないのですか。

○JESCO 物によって時間で決めるものもございまして、点検結果でやるもの、そういったところで優先順位をつけてやっているところがございます。

○委員 そのあたりはどうしても腐食が起りやすいところですよ。液相が出てきて。そこは大丈夫ですか。

○JESCO それはいろいろトラブルがあった中で、反応器につきましては、定検とは別に半年に一回内部を確認するようにはしておりますので、そこで拾うというところがございます。

○委員長 そちら辺の更新については、事業部会の方では計画を出して承認をいただいているのですよね。

○JESCO はい。同様の内容を御説明しております。また、大型機器の更新も計画的にやっております、今は大きいものがほぼ終わってきている時期になります。

○委員長 技術の専門家の方が集まってやっている部会が別にありますので、そちらの方で技術的な検討はしていただいている。そちらで見ていただければ大丈夫だろうというふうに思っていますけれども、こちらでもちゃんとチェックしていかなければいけないということで報告をいただいております。

【議題3】平成29年度 東京PCB処理事業所 長期処理計画について

資料3に基づき JESCO より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員 実際に自治体に届けてある台数と、それからJESCOに届けてある台数と、届けていない台数、それには差があると言いましたよね。すると現在使っているものに対しては、これはずっと使えるのですか。

○JESCO いえ、使えないです。

○委員 いつまでに。

○JESCO 平成33年度までに、使わなくて廃棄物として届けなくていけない。それが昨年度の法改正の内容になっています。

○委員 もうそういう網がかかっているのですか。

○JESCO かかっております。

○委員長 JESCOに登録するというのは、まず一番最初で、登録していない分がどういうふうに登録されるのかという営業の面の話が非常に重要だろうと。もう一つ言うと、自治体での掘り起こしみたいな話があって、これは環境省の方でお話を伺わなければいけないのですが、掘り起こしがどんどん出てくると大変で、全体を見ると、今はそんなに増えないのかなと思いつつ、ちょっとそちら辺のところを御説明いただけますか。

○環境省 まず、全く現時点でわかっていないもの、実は過去に保管をされて、代わりをする中でどこかへ行ってしまったとか、使用中のもので実はPCBが入っていた、こういったものにつきましては、現在、都道府県、政令市の皆様と経済産業省と連携をして、「掘り起こし調査」と我々は呼んでおりますけれども、そういった調査をしております。具体的には、アンケートなどを配布して、再度確認してくださいと。場合によっては、電話、訪問により確認をするということをしております。

また、使用中のものに関しましては、法律で決められたそれを管理する管理者がおりますので、使用中のものに関しては年次点検の際に確認をしていただくということで、掘り

起こし調査というものをやっております。これにつきましては、期限が迫っております中国、四国、九州地方におきまして、今年度末までということになっておりますので、今、鋭意その掘り起こし調査の完了に向けて進めております。

これを行うことによって、先進的に行っておりました北九州市さんでは、現在、法律上の届け出がなされていたものの1割ぐらいのものはそういった調査を通じて出てきたという状況でございます。現在、全国でも、その掘り起こし調査は自治体さんによって進捗の差はございますけれども、平均すると5割ぐらいのものが終わっているということで、残り5割程度の事業所さんに対してそういったことをすると、もしかするとまだ見つかる部分があるかもしれないという状況でございます。

こういったものが見つかったものに対しましては、速やかにJESCOに登録をしていただいて、処分の契約をしていただくということでございます。ここに差があるというのが今の説明でございました。こういったものにつきましても、自治体の皆様、環境省の地方環境事務所の職員を増員しておりますので、行政から法の趣旨を御説明して、速やかに処分をしてもらうということを納得していただいて契約に進めていくということを行っている状況でございます。

○委員長 まだ不確定な部分があるだろうけど、それがぼろぼろ出てくるふうでは、今のところは北九州の例を見てもないのではないかなと思っているけれども。ある程度は希望的観測もあるのですが、そんな状況です。

もう一つは、JESCOで登録していた場合に、この次の問題としてくるのは、搬入時期の問題ですかね。これは事業者のPCBの適正処理の検討会でも、産業団体の方から、事業者の使い方の計画があるのだから、それを十分配慮してくれよという御要望があって、それを一応配慮しましょうと。そうすると、ならば最後まで使っていきたいと。皆一番最後に出したいという、計画ではどんどん減っていくように見えるけれども、実際にはそれが全部後ろにおくられて出てきてしまう。

そういう意味でいくと、JESCOとして、そこら辺の計画を出して、約束をちゃんと、どういうふうにとっていくかですよね。張りつけられた、登録をされたというだけではなくて、何年度までに幾つ入りますかと。例えば平成30年度にこのぐらいだよと計画をしているけれども、その計画をしたときに、確実にそれだけの搬入をされるだけの約束ができていのかどうか。それは詰めていかないといけないのだろうと思うのです。そこら辺をしっかり進めていただいて、またこういう説明の中で出していただく。それが全部100%確定したときにどういう数字になるのか。ここに挙げられている、例えば東京で6,131台、6,040台というふうになっているけれども、その6,040台の中に平成30年度にきちんと運び込むことが確定しているというのがどのぐらいあるのか。

○JESCO 営業部の池原です。今、11ページの表7を見ていただくように、コンデンサーで言うと、60%ちょっとぐらいの進捗率です。まだこの程度ですと、出し渋っているというよりも、早く出したいと言っている方が順番を待っている状況です。他地域を見ると、9割近くまでなってくると、出し渋る方が引かかってくるような感じになります。今のところはまだ、東京事業所において、30年度、31年度、6,000台、5,000台と続いている32年度ぐらいまでは、出し渋るというよりも、待っている方を順番に並べて入れていくということになります。

特に、コンデンサーについては、この方、この方、この機械という形で、きちっと特定をして約束をして計画を立てているわけではございませんが、問題ないと思っています。多分、後半2年間ぐらいのあたりで出し渋る方も出ていらして、登録されていても契約をなかなかしていただけないような方も出てくるのではないかなと思っていますので、そのあたりから本格的な対応になってくるかなと思っています。

○委員長 多分、地元の立場から言えば、全部張りつけてくださいと。そうしていただければ安心で、確実に運び込まれて処理されるね、けど今は入ってくる方を整理する。整理すればいいじゃないですか。あなたはいつまでという計画を、もう申し込まれている方で作っておいて、とにかく処理量の計画の8割分はそれで埋めてしまう。割り振ってあげることによって、出すほうもいつ出せばよいかということがはっきりしますよね。

○JESCO 実際、少量の保管者さんに説明をして、まず、少量の保管者さんに入れてくださいよと。それは地区ごとに集中搬入していくという形でやっています。これはルート回収していますから、ばらばらに持ってくるよりも、地区ごとに、今月、来月はここの地区です、その後はここで済みたいな形で動いているので、料金のことも考えると、まだこれまでどおりのやり方をしながら、中小さんを優先して、入れたいときに入れてください、そのほうが安いですよ、都合がいいですよという形で入れていって。

○委員長 いや、もうそういうのを全部張りつけると言いますか、そのぐらいの作業をする時期に入ってきているのだと思うのですよ。のんびりした話をしていただいていると、ちょっと心配ですね。やっぱりそういうふうな計画を作って、きっちりやっていかないと。今の状況から見れば、このとおりにいけば問題ないだろう、けど本当にそれで行くのですかと。これから契約する方、登録される方がおられますよね。まず、その人たちの希望というのは、全部希望を聞いているのですか。

○JESCO 当然希望を聞きながら、中小さんの方は説明会を開いて優先的に入れていって、すき間を大量保管者の方で埋めていくというやり方をしています。逆に言うと、大量保管者さんからも、うちで処理しますと意思もはっきりしていて、早く出したいと言っている大量に保管されている大企業さんがおられるのですけれども、計画的にさせていただきます、ちょっと待ってくださいと待ってもらいながら、当然中小さんの方は入れてしまえば終わりみたいな形についているのです。

○委員長 逆に言えば、JESCOの方で、御希望を伺いながら搬入の計画を作っていくといい。中小のところを集めるならば、中小のところを集めて、こことここはいつごろがいいというような計画を作られたらどうですか。

○JESCO 当然そういう計画を作って、中小を回って説明会をしていきます。そういった中で、大企業さんから計画的に。

○委員長 そうすると、確定したのはどのぐらいというのは出てくるはずですからね。これはある意味では希望的にこうなるだろうという話なので、それがちゃんと裏づけられているのを示していただく必要があるだろう。

○JESCO ちょっと検討させてください。

○委員長 そうしていただかないと、だんだん先にいってくると、事業者の要望を聞くというのは、環境省の委員会でもそういう答えをしていますので、そこら辺のところ、ちゃんと計画をつくって指導していかないといけない時期になっているのではないかな。むしろ、

環境省が全体的にイニシアチブをとってやるのかと思いますけれども、実際にはJESCOの方で処理をしなければいけないので、それはJESCOが作って主導的にやっていく話だろうと思います。

○JESCO ちょっと検討させてください。

○委員 環境省の方にちょっとお尋ねしたいのですけれども、結局、法的に破綻をしたり、実際には経営者がどこへ行ったか分からないというようなことは多々おありになると思うのです。そういうときに、次にその事業所を受けた事業者が、そんなに金がかかるのだったらどこかへ埋めてしまえというような危険な話も私は多々あると思うのですよ。そういうときに、最終的には国が処理するというような法的なものは現在あるのですか。

○環境省 昨年、法改正をさせていただきまして、今御指摘いただいたような、既に保管者さんが倒産をされているとか、下手をすればどこかに行ってしまうって、保管者さんがいらっしやらないといったケースがございます。そういったものに対しましては、処理を完了させるというふうにお約束している期間の1年前までに処分委託の契約をしてくださいというのが、まずルールとしてありまして、それを越えてしまった場合には、強制的に処理をしてくださいというような改善命令というものが都道府県政令市と国がかけられるようになっております。それでもなお、処分していただけないところに関しましては、行政が代執行するという規定がございます、かわりに行政側が処分すると。もちろん費用は求償できる範囲で求償させていただくこととなりますけれども、それが無理な場合には、その費用について、都道府県市さんに御負担がいかないように、基金を設立しまして、PCBの製造メーカー等から回収した費用で補填をさせていただくというような制度を作らせていただいております。

当然ながら、こうならないように、行政指導の段階、期間の間に、何とか皆さんに御理解をいただいて、費用も決して安くございませんけれども、中小企業の皆様には補助をする制度などもございますし、本年度から低利融資の制度も始まりました。そういったものを活用して、何とか皆様に処理をしていただくというのを最優先にしていって、最終的にどうしても難しい場合には、今御説明したような制度で対応していきたいと考えております。

○委員長 少なくとも、そういうふうないろいろなもろもろの事情で、この事業所が平成34年度の期限を過ぎてからも操業するというような事態は絶対あり得ないということは申し上げています。それは、あと知らないよ、ここは閉めるんだよ、環境省は別途考えてくださいという話で、お約束ですから1回延ばした、それはそのとおりだろうと思っておりますので、それは環境省もその覚悟だろうと思いますので。

【議題4】 リン含有PCB油前処理設備の設置に伴う外部洗浄室等の設備解体・払出しについて

資料4に基づき JESCO より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員長 ちょっと勘違いしました。実証実験の話は前回御説明いただいて、了解をしたということですね。その実証設備をつくるためにスペースを空けなければいけないということで、使っていない施設のところでやるのですが、一応PCBの処理事業所の中の施設であるので、ぽんと外へ出せばいいという話ではないので、こういうふうな手順を使って安全

を確認した上でやりますということでございます。

○委員 これは今、説明のとおり、安定器検査室と外部洗浄室を解体して、汚染の部分は残処理をして排出するということだと思うのですが、多分、当時想定して、泥がついているもの、いろいろあって、設備として準備したものが、全く使用実績がなくて、解体するというのは何をもったいない話かなと思うのです。こういった処理施設というのは、もとの準備として用意しなければいけないということなんですけれども、そういったちょっともったいないというか、そういう必要性がなかったから使わなかった施設なのだけけれども、私たちの考えでいくと、使うべき施設だから当然必要だったのかなと思うのです。その辺はどのように考えていらっしゃるのですか。

○JESCO 多種多様な廃棄物が来るということで、かなり設備の方はいろいろなものが来ても大丈夫のように備えて作っております。結果的に、物が来た時に、ある程度多種類の機械があるのですけれども、この設備だったら解体できるということで、運用がうまく成り立ちますと、附帯設備などは余り使っていない設備になりがちなところがあります。今回のこれもその一つで、錆、泥があるものが想定されたときに非常に処理が困難だと思うので設けたのですけれども、結果的に使わなかった。こういったものがちょっと生じているところがあります。

○委員 もう一つ、他のところに処理してもらおうというような施設もありましたよね。

○JESCO 無害化処理認定施設ですか。

○委員 はい。その辺は、結局自分のところでなくて、他のところに持って行って処理をするという話も先程出ましたけれども。

○委員長 基本的には汚染が高くなかったので、そういうところに。今でも廃棄物関係のもので運び出していますから、それと同じように外へ出してやってもらう。

○JESCO 無害化処理認定施設を利用して処理いただいていますけれども、我々の方は変圧器とかコンデンサーがまだ大量にありますので、そこで設備をかなり稼働しておりますので、そういった無害化処理認定でできる場所はお願いして処理してもらっています。

○委員 その辺の理解はしているのですが、こういった施設だからこそ、本来だったら使うべきものを設備として用意するというのが通常はそうなのですが、こういった危険物の処理というときは、前もってこういうことがあるだろうということを想定して、設備として準備しておくということでしょうかという確認でございます。

○JESCO はい。安定操業するためには、多種多様なものが受けられるような設備が必要だという。当初10年で処理しようとか、そういった形でものづくりをしていますので、必要でありました。

○委員長 具体的に言いますと、実際にはそういうケースがないわけではなくて、三陸の震災のとき、津波にあらわれてPCBのトランスなどが大分動いています。廃棄物になっていて、結果として中身もなくなってしまったということで、北海道の事業所で処理しなくて済んだのかもしれないけれども。ああいうトランスはもう泥も何も汚れてくっついているので、そういうことが起こり得る。ああいうことがあって、東京、千葉、神奈川、埼玉の中でも津波に襲われていたら、そういうものが出てきて、ここでも使わなければいけなかったかもしれない。

今後、34年度までの間にまたああいうことが起こらないとは限らないのですけれども、

今はそれよりも、事業所施設のリン含有のPCBは当初想定をしていなかったもので、新たに作らなければいけなくなったわけですが、それを作るために、今まで使っていなかったところを空けた。

またああいうことが起こってしまうと、ここ自体もどうなるかという議論はありますけれども。ここは一応、津波なんかの想定も安全であるということを確認しているのですが、廃棄物が出てくる可能性はないことはないと思います。また、それが起こったらそのときに考えざるを得ない。変な言い方ですけども、今、そういうような対応で、必ずしも当初から考えておいて、想定はできなかったわけではない。実際問題として起こったら。

もう一つは、実態的には今操業中の話なのですが、操業が終わって廃止するとき、当然この施設全体を解体する。そのときどうするかというところは今のところ計画の中に全く入っていないのです。そのときは、この施設を解体して、それこそ解体・払出しをするかというときにどうするかということは、まだJESCOの方でも検討をされていないだろうと思うのですが。今後やっていかなければいけない話だろうと思います。当然、次の段階で出てきますよね。

○JESCO 今、委員長の方から御指摘いただきました、処理が完了した後ということでございますが、施設の解体、撤去という課題がございます。こうした課題に対応しますために、私どもの方も解体、撤去の考え方ということで検討を進めておまして、本社の方に「解体・撤去準備室」も昨年度設置をしております。また、PCB廃棄物処理事業検討委員会及びそのもとの部会の先生方に御指導をいただきながら、解体、撤去の技術的などころの考え方を現在、検討、整備を進めているところでございます。

5つの処理施設の中で、まずは北九州の1基施設が最初に処理を終了するということになるわけでございますけれども、そういった処理の完了、解体の時期を見据えながら準備を進めている状況でございます。

○委員長 ある意味で、今回はPCBの汚染がなかったので問題がないのですけれども、PCBの汚染があったときは、その施設全体の解体のときはそういうことが起こってくるので、その予行演習というところとちょっと変な言い方ですけども、それと似たような形、マニュアルは若干違ってくるのだらうと思いますが、そういう位置づけにもあるのかなというような感じがいたしました。

○委員 リン含有のPCBの問題ですけども、これはこの事業所だけが持っているPCBなのですか。それともそのほかの地区にもあって、それを東京に集めて処理をするということ、どちらなのですか。

○JESCO それは東京エリアだけにあるものでございます。他事業所ではなく、この事業所だけの対応案件になります。

○委員 3月までに今の場所を空けますよね。それと同時並行で実証実験をされますが、そのリン含有PCBの実証試験というのはこのエリアの中でやるのですか。

○JESCO はい。この施設内の実機を置く場所とは別の場所の実証施設を設置しております。そちらの方で実証実験を行う予定にしております。